平成29年３月15日

株　主　各　位

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号
株式会社ユーザベース
代表取締役　新野良介
代表取締役　梅田優祐

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第９回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年３月29日（水曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日　　時　　平成29年３月30日（木曜日）　午後１時30分
2. 場　　所　　東京都港区港南二丁目３番13号
　　品川フロントビル 地下１階
3. 目的事項
　　報告事項
　　１．第９期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第９期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　第３回新株予約権の内容の変更の件
第２号議案　第４回新株予約権の内容の変更の件
第３号議案　第５回新株予約権の内容の変更の件
第４号議案　第８回新株予約権の内容の変更の件
第５号議案　第９回新株予約権の内容の変更の件
第６号議案　第11回新株予約権の内容の変更の件
第７号議案　第12回新株予約権の内容の変更の件

以上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎定時株主総会終了後、株主懇談会を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.uzabase.com/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による積極的な経済政策を背景に企業収益や設備投資に持ち直しが見られました。一方で、米国による金融政策の動向や、中国をはじめとする新興国の成長鈍化、イギリスのEU離脱問題による影響など、依然として世界経済は不透明な状況で推移しました。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、国内情報サービス業の売上高規模は平成28年においては10兆9,771億円（前年比1.7％増加）と５年連続で成長を続けております（経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」）。また、スマートフォンの世帯普及率は平成28年３月において67.4％（前年比6.8ポイント増）と急速に普及が進んでいます（内閣府「消費動向調査（平成28年4月公表）」）。更に、スマートフォン広告の市場規模は平成27年において3,717億円と前年比で123.6％と拡大しています（株式会社CyberZ、株式会社シード・プランニング共同調査）。

各セグメントの業績は、次の通りです。なお、売上高はセグメント間の内部売上高を含めております。

「SPEEDA」事業においては、既存顧客による契約ID数の追加及び事業会社による新規導入を中心に国内外において販売は堅調に推移いたしました。

その結果、当期末におけるID数は1,572ID（国内1,404ID、海外168ID）となり、当連結会計期間におけるセグメント売上高は2,143,060千円（前期比37.8％増加）、セグメント利益は230,919千円（前期は7,903千円のセグメント損失）となり、売上高の好調な増加及びセグメント利益の黒字化を達成いたしました。

「NewsPicks」事業においては、サービスの知名度の向上、自社によるオリジナルコンテンツの強化や外部メディアとの提携といった有料コンテンツの拡充により、会員ユーザー数（注１）、有料課金ユーザー数（注２）共に順調に増加し、有料課金売上が増加いたしました。また、スマートフォン向けの広告サービスに対する需要も高まっており、広告売上につきましても増加いたしました。

その結果、「NewsPicks」の平成28年12月の月間平均総DAU数（注３）は556,246人、月間平均会員DAU数（注４）は145,319人、会員ユーザー数は2,004千人、有料課金ユーザー数は31,987人となり、当連結会計期間におけるセグメント売上高は953,541千円（前期比164.9％増加）、セグメント利益は20,073千円（前期は324,941千円のセグメント損失）となり、大幅な増収と共に、セグメント利益の黒字化を達成いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は3,081,602千円（前期比60.9％増）、営業利益250,992千円（前期は332,844千円の損失）、経常利益225,393千円（前期は338,655千円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益267,445千円（前期比141.5％増）となりました。

なお、平成28年10月には東京証券取引所マザーズ市場に当社株式を上場いたしました。上場を通じ、当社・当社製品の認知度の一層の向上、優秀な人材の確保を図り、国内の収益基盤を一層盤石にすると同時に、グローバルへの進出を加速させ、世界中のお客様に当社の製品・サービスをご利用頂くべく精進して参りたいと考えております。

（注）１．会員ユーザー数は、「NewsPicks」サービスに会員登録（簡易登録含む）しているユーザーの総数（延べ人数ではありません。）を指します。
２．有料課金ユーザー数は、「NewsPicks」サービスに会員登録しているユーザーのうち、月額有料サービスを利用しているユーザー数（延べ人数ではありません。）を指します。
３．月間平均総DAU（Daily Active User）数は、日々のDAU数を移動平均により算出した値であり、会員（「NewsPicks」に会員登録しているユーザーとスマホアプリ利用時に簡易登録状態で利用しているユーザーの合算）及び非会員（会員登録せずに「NewsPicks」のPC及びスマホブラウザ版を利用しているユーザー）のうち、スマートフォン、タブレット端末向けのアプリ及びWebブラウザーから一度でもアクセスしたユーザーの数を指します。
４．月間平均会員DAU（Daily Active User）数は、日々のDAU数を移動平均により算出した値であり、会員（「NewsPicks」に会員登録しているユーザーとスマホアプリ利用時に簡易登録状態で利用しているユーザーの合算）のうち、スマートフォン、タブレット端末向けのアプリ及びWebブラウザーから一度でもアクセスしたユーザーの数を指します。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、34,953千円となっております。その主なものといたしましては、サーバ取得等15,928千円、PC等8,850千円があります。

③ 資金調達等の状況

当社は、平成28年10月の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、公募増資により総額1,253,895千円、オーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資により総額254,935千円の資金調達をそれぞれ行いました。

④ 対処すべき課題

a. 収益基盤の強化

当社は「SPEEDA」事業を展開しており、従来より収益基盤の強化に努めて参りましたが、今後もより一層の強化が必要であると考えております。収益基盤を強化するために最も重要となるのが、契約ID数の増加であると考えております。かかる課題に対処するために、効果的なプロモーション活動を通じて知名度を向上させると共に、継続的な機能・利便性・ユーザーインターフェースの向上・改善を行って参りたいと考えております。

b. グローバル展開の加速

「経済情報で、世界をかえる」という当社のミッションを達成するためには、グローバル展開を加速させることが重要であると考えております。「SPEEDA」事業については、シンガポール、香港、上海において子会社を構え、既に各拠点でサービスの提供を行っており、契約ID数を伸ばしておりますが、海外売上高は国内に比べると少なく、顧客数の一層の拡大を図る必要があると考えております。かかる課題に対処するために、海外におけるイベント等を通じて「SPEEDA」の知名度を向上させると共に、現地における優秀な人材の採用を行い、販売力を強化して参りたいと考えております。グローバル展開を加速させるためのステップとして、ニューヨークやロンドンといった金融機関の集積するエリアへの進出を検討していきたいと考えております。

また、「NewsPicks」事業におきましても、米国におけるサービスの提供を検討しております。

（2）財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第６期（平成25年12月期）	第７期（平成26年12月期）	第８期（平成27年12月期）	第９期（平成28年12月期）
売上高 （千円）	―	1,122,995	1,915,061	3,081,602
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△） （千円）	―	△397,435	110,736	267,445
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） （円）	―	△64.87	17.07	40.14
純資産 （千円）	―	216,107	656,377	2,439,259

（注）１．当社では、第７期より連結計算書類を作成しております。
２．当社は、平成28年７月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っておりますが、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第６期（平成25年12月期）	第７期（平成26年12月期）	第８期（平成27年12月期）	第９期（平成28年12月期）
売上高　（千円）	717,690	1,122,995	1,583,718	2,143,060
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△112,661	△343,324	△181,545	263,257
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	△18.99	△56.04	△27.98	39.51
純資産　（千円）	159,646	290,333	408,794	2,183,299

（注）当社は、平成25年４月30日付で株式１株につき3,000株の株式分割を、平成28年７月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っておりますが、第６期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算出しております。

（３）主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

①「SPEEDA」事業

企業業界分析を行うビジネスパーソンのための法人向けオンライン情報プラットホーム「SPEEDA」の構築・運営

②「NewsPicks」事業

ソーシャル機能も兼ね備えた、経済ニュースプラットフォーム「NewsPicks」の構築・運営

（４）主要な事業所（平成28年12月31日現在）

① 当社

本　社：東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号

駐在所：スリランカ

② 子会社

株式会社ニューズピックス（東京都）

Uzabase Asia Pacific Pte.Ltd.（シンガポール共和国）

Uzabase Hong Kong Limited（中国　香港）

上海優則倍思信息科技有限公司（中国　上海）

（５）使用人の状況（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
190（19）名	50名増（1名増）

（注）１．使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
２．使用人数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）の年間平均雇用人員（１日８時間換算）であります。
３．最近日までの１年間において従業員数が50名増加しております。これは主に業容拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
105（17）名	17名増（1名増）	32.9歳	2.8年

（注）１．使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。なお、海外現地採用社員19名は含んでおりません。
２．使用人数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）の年間平均雇用人員（１日８時間換算）であります。
３．最近日までの１年間において従業員数が17名増加しております。これは主に業容拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

（６）重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ニューズピックス	250,500千円	88.9%	「NewsPicks」事業
Uzabase Asia Pacific Pte.Ltd.	250千シンガポール・ドル	100.0%	「SPEEDA」の海外市場開拓及び販売代理、業界レポート等の執筆
Uzabase Hong Kong Limited	940千香港ドル	100.0%	「SPEEDA」の海外市場開拓及び販売代理
上海優則倍思信息科技有限公司	806千人民元	100.0%	「SPEEDA」の海外市場開拓及び販売代理、業界レポート等の執筆

（７）主要な借入先（平成28年12月31日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社商工組合中央金庫	139,265
株式会社三井住友銀行	76,620
株式会社三菱東京UFJ銀行	60,005
株式会社りそな銀行	23,250
株式会社みずほ銀行	22,181

（８）その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年12月16日付で株式会社ジャパンベンチャーリサーチの発行済株式の全てを取得することを決定し、平成29年１月11日付で同社を完全子会社といたしました。

２．会社の状況に関する事項

（１）株式の状況（平成28年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　　26,000,000株

（注）平成28年６月16日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、平成28年７月19日付で発行可能株式総数は10,600,000株増加し、26,000,000株となっております。

② 発行済株式の総数　　7,202,883株

（注）１．定款に基づきＡ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式及びＤ種優先株式の取得条項を行使したことにより、平成28年６月７日付でＡ種優先株式156,000株、Ｂ種優先株式207,000株、Ｃ種優先株式119,800株、Ｄ種優先株式69,769株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ156,000株、207,000株、119,800株、69,769株交付しております。また、同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有するＡ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式及びＤ種優先株式をすべて消却しております。
２．平成28年６月７日開催の取締役会決議により、平成28年７月１日付で、当社普通株式１株を３株に分割いたしました。これにより株式数は4,361,138株増加しております。
３．公募増資、第三者割当増資及び新株予約権の行使により、661,176株増加しております。
４．平成28年６月16日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

③ 株主数　　1,096名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新野　良介	1,775,500株	24.64%
梅田　優祐	1,775,500株	24.64%
稲垣　裕介	620,700株	8.61%
Globis Fund III, L. P.	348,438株	4.83%
Financial Intelligence Services Ltd.	315,000株	4.37%
Goldman Sachs International	207,600株	2.88%
ブログビジネスファンド投資事業有限責任組合	135,000株	1.87%
マネックスベンチャーズ株式会社	129,378株	1.79%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	127,000株	1.76%
竹内　秀行	126,000株	1.74%

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

（２）新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
（平成28年12月31日現在）

		第４回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日（取締役会）		平成25年５月３日	平成26年４月28日
新株予約権の数		9,124個	52,376個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式27,372株	普通株式157,128株
新株予約権の払込金額		払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使価額		１個当たり834円 （１株当たり278円）	１個当たり1,002円 （１株当たり334円）
新株予約権の行使期間		平成25年５月５日から 平成35年５月３日まで	平成26年５月１日から 平成36年３月28日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）１．	（注）１．
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数：9,124個 目的となる株式数：27,372株 保有者数：１名	新株予約権の数：52,376個 目的となる株式数：157,128株 保有者数：２名
	社外取締役	新株予約権の数：―個 目的となる株式数：―株 保有者数：―名	新株予約権の数：―個 目的となる株式数：―株 保有者数：―名
	監査役	新株予約権の数：―個 目的となる株式数：―株 保有者数：―名	新株予約権の数：―個 目的となる株式数：―株 保有者数：―名

		第９回新株予約権
発行決議日（取締役会）		平成28年１月４日
新株予約権の数		590個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式1,770株
新株予約権の払込金額		払込を要しない
新株予約権の行使価額		１個当たり3,501円 （１株当たり1,167円）
新株予約権の行使期間		平成28年１月６日から 平成37年12月18日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）１．
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数：―個 目的となる株式数：―株 保有者数：―名
	社外取締役	新株予約権の数：―個 目的となる株式数：―株 保有者数：―名
	監査役	新株予約権の数：590個 目的となる株式数：1,770株 保有者数：１名

（注）１．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

（１）新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

（２）新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

（３）新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

（４）新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

（５）上記新株予約権の行使期間にかかわらず、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより、第４回新株予約権は平成27年５月５日以降に限り、第５回新株予約権は平成28年５月１日以降に限り、権利を行使することができる。

（６）その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

２．平成28年６月７日開催の取締役会決議により、平成28年７月１日付で、株式分割（１：３）を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の行使価額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第９回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議日（取締役会）		平成28年１月４日	平成28年７月15日
新株予約権の数		20,222個	45,700個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式60,666株	普通株式137,100株
新株予約権の払込金額		払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使価額		１個当たり3,501円 （１株当たり1,167円）	１個当たり3,501円 （１株当たり1,167円）
新株予約権の行使期間		平成28年１月６日から 平成37年12月18日まで	平成28年７月20日から 平成37年12月18日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）１．	（注）１．
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数：7,498個 目的となる株式数：22,494株 交付者数：12名	新株予約権の数：26,200個 目的となる株式数：78,600株 交付者数：19名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数：12,724個 目的となる株式数：38,172株 交付者数：20名	新株予約権の数：19,500個 目的となる株式数：58,500株 交付者数：15名

		第12回新株予約権
発行決議日（取締役会）		平成28年７月15日
新株予約権の数		9,602個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式28,806株
新株予約権の払込金額		払込を要しない
新株予約権の行使価額		１個当たり3,501円 （１株当たり1,167円）
新株予約権の行使期間		平成28年７月20日から 平成37年12月18日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）１．
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数：5,348個 目的となる株式数：16,044株 交付者数：10名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数：4,254個 目的となる株式数：12,762株 交付者数：８名

（注）１．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

（１）新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

（２）新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

（３）新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

（４）新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

（５）上記新株予約権の行使期間にかかわらず、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより、第９回新株予約権は平成30年１月６日以降に限り、第11回及び第12回新株予約権は平成30年７月20日以降に限り、権利を行使することができる。

（６）第11回新株予約権については、上記行使の条件の規定にかかわらず、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより、特定の日において、当該特定の日を含む直前20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が初めて500億円を超過することとなった場合、当該特定の日以降に限り、権利を行使することができるものとする。

$$\text{時価総額} = \left[\text{当社の発行済普通株式総数} + \text{当社の潜在普通株式総数} - \text{当社が保有する普通株式に係る自己株式数}\right] \times \text{当社の普通株式の普通取引の終値}$$

なお、上記算式において「当社の潜在普通株式総数」とは、発行済みの当社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の目的である当社の普通株式の総数をいう。

（7）その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2．平成28年６月７日開催の取締役会決議により、平成28年７月１日付で、株式分割（１：３）を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の行使価額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

③ その他新株予約権に関する重要事項

該当事項はありません。

（３）会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況

地位及び担当	氏　名	重要な兼職の状況
代表取締役 (共同経営者)	新野　良介	
代表取締役 (共同経営者)	梅田　優祐	株式会社ニューズピックス代表取締役社長 ピッチネス株式会社取締役
取締役 (COO)	稲垣　裕介	
取締役	松本　　大	マネックスグループ株式会社取締役会長兼代表執行役社長 株式会社カカクコム社外取締役 MasterCard Incorporated社外取締役 マネックス証券株式会社（マネックスグループ株式会社100％子会社）代表取締役会長 TradeStation Group, Inc.（マネックスグループ株式会社100％子会社）取締役会長
取締役	仮屋薗　聡一	株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズ パートナー 一般財団法人日本ベンチャーキャピタル協会会長
取締役	河野　純一郎	伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 パートナー
常勤監査役	嶋田　敬子	株式会社ニューズピックス監査役
監査役	琴坂　将広	慶應義塾大学総合政策学部准教授 株式会社アピリッツ社外取締役
監査役	松本　真輔	中村・角田・松本法律事務所パートナー 株式会社エスエルディー社外監査役 株式会社ホープ社外取締役 早稲田大学大学院法務研究科教授

（注）１．取締役松本大氏は、平成28年７月15日に行われた臨時株主総会において新たに選任され、平成28年８月１日に就任いたしました。
２．監査役琴坂将広氏及び監査役松本真輔氏は、平成28年３月25日に行われた第８回定時株主総会において新たに選任され、それぞれ同日に就任いたしました。
３．取締役仮屋薗聡一氏及び取締役河野純一郎氏は、平成28年６月16日に行われた臨時株主総会の終結の時をもって辞任いたしました。
４．取締役松本大氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
５．監査役嶋田敬子氏、琴坂将広氏及び松本真輔氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
６．当社は、取締役松本大氏、監査役嶋田敬子氏、監査役琴坂将広氏及び監査役松本真輔氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
７．監査役嶋田敬子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
８．監査役松本真輔氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、取締役（業務執行取締役である者を除く）及び監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨定款に定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役１名及び社外監査役３名と責任限定契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	４名 （１名）	41,674千円 (1,500千円)
監査役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	7,545千円 (7,545千円)
合計 （うち社外役員）	７名 （４名）	49,219千円 (9,045千円)

（注）取締役のうち２名の社外取締役は無報酬であるため、上記支給人員に含めておりません。

（４）社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

a. 取締役松本大氏は、マネックスグループ株式会社の取締役会長兼代表執行役社長、マネックス証券株式会社の代表取締役会長、株式会社カカクコムの社外取締役、TradeStation Group, Inc.の取締役会長及びMasterCard Incorporatedの社外取締役であります。同氏が取締役を兼務するマネックスグループ株式会社及びマネックス証券株式会社は、当社のサービスの販売先でありますが、その取引額は当社の売上高の0.1％程度であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当していないと判断しております。また、マネックス証券株式会社は当社株式の引受証券会社の１社でありましたが、取引の性質上、頻繁に継続的な取引も発生しないため、上記同様に一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当していないと判断しております。また、同氏が取締役を兼務するマネックスグループ株式会社の子会社であるマネックスベンチャーズ株式会社は当社の大株主ではありますが、保有割合は1.79％であり、上記同様に一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当していないと判断しております。その他については、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

b. 監査役嶋田敬子氏は、株式会社ニューズピックスの社外監査役であります。兼職先は当社の子会社であります。

c. 監査役琴坂将広氏は、慶應義塾大学総合政策学部の准教授及び株式会社アピリッツの社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

d. 監査役松本真輔氏は、中村・角田・松本法律事務所のパートナー、株式会社エスエルディーの社外監査役、株式会社ホープの社外取締役及び早稲田大学大学院法務研究科の教授であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

e. 取締役仮屋薗聡一氏は、平成28年６月16日の取締役退任時において、株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズのパートナー及び一般財団法人日本ベンチャーキャピタル協会の会長でありました。株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズは、当社の株主であるGlobis Fund III, L. P.及びGlobis Fund III(B), L. P.の運営者であります。また、当社と一般財団法人日本ベンチャーキャピタル協会との間に特別の関係はありません。

f. 取締役河野純一郎氏は、平成28年６月16日の取締役退任時において、伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社のパートナーでありました。伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社は、当社の株主であるテクノロジーベンチャーズ３号投資事業有限責任組合の運営者であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	松本　　大	平成28年８月の就任後、当事業年度に開催された取締役会11回中11回すべてに出席し、主に経営者及び社外取締役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
取締役	仮屋薗　聡一	平成28年６月16日に行われた臨時株主総会の終結の時をもって辞任する日までにおける取締役会10回中10回すべてに出席し、主にベンチャーキャピタリストとして豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
取締役	河野　純一郎	平成28年６月16日に行われた臨時株主総会の終結の時をもって辞任する日までにおける取締役会10回中10回すべてに出席し、主にベンチャーキャピタリストとして豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
監査役	嶋田　敬子	当事業年度に開催された取締役会24回中24回、監査役会16回中16回すべてに出席し、主に公認会計士として専門的知見からの発言を適宜行っております。
監査役	琴坂　将広	平成28年３月の就任後、当事業年度に開催された取締役会19回中19回、監査役会16回中16回すべてに出席し、主に経営コンサルティング業務及び学者として豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
監査役	松本　真輔	平成28年３月の就任後、当事業年度に開催された取締役会19回中19回、監査役会16回中16回すべてに出席し、主に弁護士及び社外監査役として豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。

（５）会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,099
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,362

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する旨の判断をいたしました。

３．当社の重要な子会社のうち、海外子会社であるUzabase Asia Pacific Pte.Ltd.（シンガポール共和国）、Uzabase Hong Kong Limited（中国 香港）及び上海優則倍思信息科技有限公司（中国 上海）については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務に対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

（6）業務の適正を確保するための体制

当社は、「経済情報で、世界をかえる」を目指すとともに、「7つのルール」を基本の行動指針とした経営と制度等の整備に努めている。また、取締役及び執行役員による「チーム経営」をモットーとし、柔軟かつ最適な経営の布陣を可能とするとともに、相互に牽制の効く体制の整備に努めている。これらの経営方針の実現に向けて、適法かつ効率的に業務を執行する体制を整備し維持することが重要であると認識し、下記の通り「内部統制システムの基本方針」を定める。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 取締役及び従業員は社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、企業倫理・法令遵守を周知徹底する。

b. 取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、経営に関する重要な業務執行を審議決議するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。

c. 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び従業員は法令・定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。

d. 業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。

e. 取締役の業務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査役監査規程に基づく監査役監査の実施により確認する。

f. 他の業務執行部門から独立した代表取締役直属の内部監査チームは、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。内部監査チームは組織横断的に組成されるものとする。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び常勤監査役に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。

g. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。

h. 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして、内部通報制度ガイドラインに基づき内部通報制度を設置する。

i. 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 株主総会及び取締役会の議事録等の情報は、法令及び文書管理規程に基づき、保存及び管理する。保管期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人な

どが閲覧、複写可能な状態とする。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

a. 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。

b. リスク管理委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。

c. 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役会は経営計画、予算等を決定し、業績及び目標達成状況のレビューを行うために、毎月１回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

b. 常勤取締役、執行役員（必要に応じて専門役員その他必要と認めたものを含む）から成り、常勤監査役が陪席する事業別の経営会議を原則週１回開催し、事業の方針と業務執行に関する重要事項を報告・共有する。また、当社グループの常勤取締役、執行役員から成り、常勤監査役が陪席する全社執行役員会議を原則月１回開催し、グループ全体の経営と業務執行に関する重要事項を報告・共有する。

c. 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に定めるところによる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 関係会社管理規程に基づき、主要な子会社の重要な決議事項は事前に当社取締役会にて審議承認を行う。国内子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとする。海外子会社については、現地法令等に基づき適宜規程マニュアルを整備・運用するものとする。

b. 当社リスク管理委員会は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、リスク管理規程に基づき適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。

c. 子会社の取締役及び監査役には、原則として当社の取締役、監査役、従業員を構成員に含めることにより企業集団内の情報伝達を推進し、当社及び子会社全体の業務の適正な遂行を確保する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、並びに当該従業員の取締役会からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査役が必要とした場合、取締役は監査役と補助すべき人数、資格等を協議のうえ、従業員を監査役の補助にあたらせる。

b. 当該従業員の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該従業員の、監査役の職務の補助における指揮命令権は監査役が有するものとし、当該従業員の取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦ 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a. 監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議に陪席をし、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査役会に報告する。

b. 当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社又は子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備する。

c. 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社及び子会社の取締役及び従業員に報告を求めることができる。監査役から報告を求められた当社及び子会社の取締役及び従業員は、速やかに報告を行わなければならない。

d. 取締役及び従業員は内部通報制度により、監査役に報告を行うことができる。報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いは行わない。これを内部通報制度ガイドラインに定めるものとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役は、会計監査人、内部監査担当と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。

b. 監査役は、取締役、執行役員及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役と定期的に意見交換を行う体制とする。

c. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

⑨ 財務報告の適正性を確保するための体制

a. 財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備、運用を行う。

b. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。

c. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関連法令との適合性を確保する。

（７）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムの基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下の通りです。

① コンプライアンス体制について

・ 企業理念として「７つのルール」を定め、取締役及び従業員が「７つのルール」の理念に即した行動を行うことを求めるとともに、「７つのルール」に基づいた「３１の約束」と名付けた冊子を全従業員に配布し、倫理や誠実性、自己規律の精神をこの中で定めております。

・ コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、各種コンプライアンス研修（インサイダー取引に関する研修、著作権に関する研修、セクハラ・パワハラ研修、個人情報保護に関する研修等）を実施し、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

・ コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス委員会を開催し、常勤取締役、執行役員、子会社の取締役を中心とする委員及びオブザーバーの監査役が出席し、当社におけるコンプライアンス向上に向けた課題等について議論を行っております。

・ 内部通報制度を整備の上、全社員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

② 取締役の職務の執行について

・ 取締役会は、24回開催し、取締役４名（うち、社外取締役１名）で構成されており、取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役及び管理担当執行役員から業務執行状況及び業務管理状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・報告・決議を行っております。

・ 社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

③ 内部監査の実施について

・ 代表取締役直属の内部監査チームが、監査役とも連携し、当社及び当社子会社を対象として内部監査を実施しております。内部監査の結果は、常勤取締役及び常勤監査役に適時に報告され、また、取締役会においても報告が行われております。

④ リスク管理体制について

・ 当社グループでは、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定し、代表取締役社長を委員長とする社内横断的なリスク管理委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。

⑤ 監査役の職務の執行について

- 監査役会は16回開催され、社外監査役３名で構成されており、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査役会はいつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができるものとしております。さらに、必要に応じて特定の事案に関する調査委員会を監査役会が中心となり発足し、当該事案に関するコンプライアンス等に関する調査を実施しております。
- 常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っていることに加え、監査法人や内部監査チームと連携した監査、当社グループの全部署の内部監査の状況の確認及び海外拠点への往査を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しております。

（８）会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	3,444,907	【流動負債】	958,755
現金及び預金	3,096,081	買掛金	88,904
受取手形及び売掛金	202,162	一年内返済予定の長期借入金	104,012
前払費用	66,340	未払金	129,504
その他	4,791	未払費用	163,820
繰延税金資産	76,571	未払法人税等	45,293
貸倒引当金	△1,040	前受収益	310,461
【固定資産】	173,504	その他	116,758
【有形固定資産】	54,119	【固定負債】	220,396
建物	23,986	長期借入金	217,309
工具器具及び備品	106,723	繰延税金負債	43
その他	4,885	その他	3,043
減価償却累計額	△81,476	負債合計	1,179,152
【無形固定資産】	7,210	純資産の部	
ソフトウェア	5,810	【株主資本】	2,409,671
ソフトウェア仮勘定	1,400	資本金	1,303,190
【投資その他の資産】	112,174	資本剰余金	1,257,633
関係会社株式	11,538	利益剰余金	△151,152
投資有価証券	1,505	【その他の包括利益累計額】	△159
敷金及び保証金	75,077	為替換算調整勘定	△159
長期前払費用	15,850	【非支配株主持分】	29,747
その他	8,202	純資産合計	2,439,259
資産合計	3,618,411	負債及び純資産合計	3,618,411

連結損益計算書

（自　平成28年１月１日　至　平成28年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,081,602
売上原価		1,377,906
売上総利益		1,703,695
販売費及び一般管理費		1,452,702
営業利益		250,992
営業外収益		
持分法による投資利益	5,435	
受取補償金	3,456	
その他	3,989	12,881
営業外費用		
支払利息	6,397	
為替差損	9,545	
株式交付費	11,735	
上場関連費用	10,802	38,480
経常利益		225,393
特別利益		
固定資産売却益	47	47
税金等調整前当期純利益		225,440
法人税等	32,761	
法人税等調整額	△76,571	△43,809
当期純利益		269,250
非支配株主に帰属する当期純利益		1,804
親会社株主に帰属する当期純利益		267,445

連結株主資本等変動計算書

（自　平成28年１月１日　至　平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	547,566	502,009	△418,598	630,977
当期変動額				
新株の発行	755,624	755,624	―	1,511,248
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	267,445	267,445
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―
当期変動額合計	755,624	755,624	267,445	1,778,693
当期末残高	1,303,190	1,257,633	△151,152	2,409,671

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△2,543	△2,543	27,943	656,377
当期変動額				
新株の発行	―	―	―	1,511,248
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	―	267,445
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,383	2,383	1,804	4,187
当期変動額合計	2,383	2,383	1,804	1,782,881
当期末残高	△159	△159	29,747	2,439,259

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（１）連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

① 連結子会社の数

4社

② 連結子会社の名称

株式会社ニューズピックス

Uzabase Hong Kong Limited

Uzabase Asia Pacific Pte. Ltd.

上海優則倍思信息科技有限公司

（２）持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社数

1社

② 関連会社の名称

ピッチネス株式会社

③ 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

（３）会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

また、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　４年

工具器具及び備品　４～15年

ロ．無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（２～５年）に基づいております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ．長期前払費用

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（１）企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

（２）平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取り扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度から適用し、平成28年４月１日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において連結計算書類に与える影響は軽微であります。

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（１）発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当連結会計年度末（株）
普通株式（注）１	1,628,000	5,574,883	―	7,202,883
Ａ種優先株式（注）２	156,000	―	156,000	―
Ｂ種優先株式（注）２	207,000	―	207,000	―
Ｃ種優先株式（注）２	119,800	―	119,800	―
Ｄ種優先株式（注）２	69,769	―	69,769	―

（注）１．普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

種類株式の取得事由の発生に伴う交付による増加	552,569株
株式分割による増加	4,361,138株
公募による新株式の発行による増加	543,000株
有償第三者割当増資による増加	110,400株
新株予約権の行使による増加	7,776株

２．種類株式の減少は、当該株式の取得事由の発生に伴い取得した自己株式を消却したことによるものであります。

（２）自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当連結会計年度末（株）
Ａ種優先株式（注）１，２	―	156,000	156,000	―
Ｂ種優先株式（注）１，２	―	207,000	207,000	―
Ｃ種優先株式（注）１，２	―	119,800	119,800	―
Ｄ種優先株式（注）１，２	―	69,769	69,769	―

（注）１．種類株式の取得事由の発生に伴う取得による増加であります。
２．消却に伴う減少であります。

（３）当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　459,714株

４．金融商品に関する注記

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な運転資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余剰資金は預金で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に建物の賃借時に差し入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金及び未払費用は、概ね１年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で４年後であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。敷金及び保証金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク軽減を図っております。

②　資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各グループ企業からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注２)を参照ください。)。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,096,081	3,096,081	―
(2) 受取手形及び売掛金	202,162	202,162	―
(3) 敷金及び保証金	70,694	58,567	△12,127
資産計	3,368,938	3,356,811	△12,127
(1) 買掛金	88,904	88,904	―
(2) 未払金	129,504	129,504	―
(3) 未払費用	163,820	163,820	―
(4) 未払法人税等	45,293	45,293	―
(5) 長期借入金　(※)	321,321	322,891	1,570
負債計	748,844	750,414	1,570

(※)　１年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価は、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成28年12月31日
関係会社株式	11,538
非上場株式	1,505
敷金及び保証金	4,382

関係会社株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

また、敷金及び保証金の一部については返還期限の合理的な見積が困難なことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)敷金及び保証金」に含めておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	3,096,081	―	―	―
受取手形及び売掛金	202,162	―	―	―
敷金及び保証金	―	70,694	―	―
合計	3,298,243	70,694	―	―

（注４）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	104,012	90,201	82,266	44,842	―	―
合計	104,012	90,201	82,266	44,842	―	―

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　：　338円65銭

(2) １株当たり当期純利益　：　40円14銭

（注）当社は、平成28年７月１日付で株式１株につき３株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

６．重要な後発事象に関する注記

（コミットメントライン契約の締結）

当社は、平成29年１月26日付にて、機動的な資金調達を可能とするために、株式会社みずほ銀行とコミットメントライン契約を締結いたしました。契約の概要は以下のとおりです。

設定した資金調達枠	総額500,000千円
契約締結日	平成29年１月26日
コミットメント期間	平成29年１月31日～平成30年１月30日
実行残高（提出日現在）	―千円
財務制限条項	以下の財務制限条項が付されております。 ・各事業年度における連結決算（四半期決算を含む）において、純資産の部の金額を平成27年12月期決算における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。 ・各事業年度における連結決算において、経常損益が損失とならないようにすること。

（株式取得による会社等の買収）

当社は、平成28年12月16日開催の取締役会において、株式会社ジャパンベンチャーリサーチの株式を取得して子会社化することを決議いたしました。また、平成29年１月11日付で株式を取得したことにより子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ジャパンベンチャーリサーチ
事業の内容	未公開ベンチャー企業の成長と資本政策に関するデータベースの作成及びその情報サービス ベンチャー動向のデータベースプラットフォーム「アントレペディア」の運営

② 企業結合を行った主な理由

当社が提供する企業・業界情報プラットフォーム「SPEEDA」において、ベンチャー・非上場企業データの拡充を加速し、両社が共同して、日本におけるベンチャー・エコシステムの情報基盤を担い、その活性化に貢献していくため。

③ 企業結合日

平成29年１月11日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社ジャパンベンチャーリサーチ

⑥ 取得した議決権比率

100％

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	100百万円
取得原価		100百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等　　2,000千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	2,814,032	【流動負債】	805,450
現金及び預金	2,498,396	買掛金	79,635
売掛金	84,234	一年内返済予定の長期借入金	104,012
前払費用	56,676	未払金	125,158
その他	98,315	未払費用	102,709
繰延税金資産	76,571	未払法人税等	39,731
貸倒引当金	△162	預り金	11,826
【固定資産】	395,070	前受収益	288,557
【有形固定資産】	49,887	その他	53,819
建物	23,986	【固定負債】	220,352
工具器具及び備品	97,741	長期借入金	217,309
リース資産	4,885	その他	3,043
減価償却累計額	△76,726	負債合計	1,025,803
【無形固定資産】	7,210	純資産の部	
ソフトウェア	5,810	【株主資本】	2,183,299
ソフトウェア仮勘定	1,400	資本金	1,303,190
【投資その他の資産】	337,972	資本剰余金	1,257,633
関係会社株式	17,560	資本準備金	1,257,633
敷金及び保証金	68,899	利益剰余金	△377,524
関係会社貸付金	327,481	その他利益剰余金	△377,524
長期前払費用	15,850	繰越利益剰余金	△377,524
その他	9,082		
貸倒引当金	△100,901	純資産合計	2,183,299
資産合計	3,209,103	負債及び純資産合計	3,209,103

損益計算書

（自　平成28年１月１日　至　平成28年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		2,143,060
売上原価		947,238
売上総利益		1,195,822
販売費及び一般管理費		1,035,949
営業利益		159,872
営業外収益		
受取利息	7,793	
受取手数料	67,243	
受取地代家賃	15,582	
その他	1,616	92,234
営業外費用		
支払利息	6,397	
為替差損	6,676	
株式交付費	11,735	
上場関連費用	10,802	35,611
経常利益		216,496
特別利益		
固定資産売却益	47	47
税引前当期純利益		216,544
法人税等	29,858	
法人税等調整額	△76,571	△46,712
当期純利益		263,257

株主資本等変動計算書

（自　平成28年１月１日　至　平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	547,566	502,009	502,009
当期変動額			
新株の発行	755,624	755,624	755,624
当期純利益	―	―	―
当期変動額合計	755,624	755,624	755,624
当期末残高	1,303,190	1,257,633	1,257,633

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△640,781	△640,781	408,794	408,794
当期変動額				
新株の発行	―	―	1,511,248	1,511,248
当期純利益	263,257	263,257	263,257	263,257
当期変動額合計	263,257	263,257	1,774,505	1,774,505
当期末残高	△377,524	△377,524	2,183,299	2,183,299

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの…移動平均法による原価法

（２）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

また、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　４年

工具器具備品　４年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（２～５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

（３）引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（４）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理をしております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（１）企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

（２）平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取り扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度から適用し、平成28年４月１日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において計算書類に与える影響は軽微であります。

３．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	98,636千円
短期金銭債務	67,119千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（支出分）	250,881千円
営業取引以外の取引（収入分）	90,075千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

（１）発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末（株）
普通株式（注）１	1,628,000	5,574,883	―	7,202,883
Ａ種優先株式（注）２	156,000	―	156,000	―
Ｂ種優先株式（注）２	207,000	―	207,000	―
Ｃ種優先株式（注）２	119,800	―	119,800	―
Ｄ種優先株式（注）２	69,769	―	69,769	―

（注）１．普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

種類株式の取得事由の発生に伴う交付による増加	552,569株
株式分割による増加	4,361,138株
公募による新株式の発行による増加	543,000株
有償第三者割当増資による増加	110,400株
新株予約権の行使による増加	7,776株

２．種類株式の減少は、当該株式の取得事由の発生に伴い取得した自己株式を消却したことによるものであります。

（２）自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末（株）
Ａ種優先株式（注）１，２	―	156,000	156,000	―
Ｂ種優先株式（注）１，２	―	207,000	207,000	―
Ｃ種優先株式（注）１，２	―	119,800	119,800	―
Ｄ種優先株式（注）１，２	―	69,769	69,769	―

（注）１．種類株式の取得事由の発生に伴う取得による増加であります。

２．消却に伴う減少であります。

（3）当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　459,714株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
減価償却超過額	3,310
資産除去債務	2,841
未払事業税	4,527
貸倒引当金	30,945
関係会社株式評価損	9,917
繰越欠損金	101,388
その他	686
繰延税金資産小計	153,617
評価性引当額	△77,046
繰延税金資産合計	76,571

７．関連当事者との取引に関する注記

（単位：千円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	株式会社ニューズピックス	所有直接88.9%	業務受託資金の貸付役員の兼任	業務受託・設備の賃貸借(オフィスの間貸し)(注１)	80,715	未収入金	22,066
				資金の貸付(注２)	－	短期貸付金	50,000
						長期貸付金	150,000
子会社	Uzabase Asia Pacific Pte.Ltd.	所有直接100%	資金の貸付	資金の貸付(注２)	50,000	長期貸付金	95,000
子会社	Uzabase Hong Kong Limited	所有直接100%	資金の貸付	資金の貸付(注２)	－	長期貸付金	81,856

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．当社は、管理業務の受託及びオフィスの間貸しを行っております。業務受託料につきましては、業務内容を勘案し、また、オフィス賃貸料については市場価格を勘案し、両者協議の上、合理的に決定しております。

２．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

３．Uzabase Asia Pacific Pte.Ltd.への貸付金については42,541千円、Uzabase Hong Kong Limitedへの貸付金については58,360千円の貸倒引当金を設定しております。なお、当事業年度において、貸倒引当金繰入額の計上はありません。

８．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　　：　　303円11銭

（２）１株当たり当期純利益　　：　　39円51銭

（注）当社は、平成28年７月１日付で株式１株につき３株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

９．重要な後発事象に関する注記

（コミットメントライン契約の締結）

連結計算書類「６．重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（株式取得による会社等の買収）

連結計算書類「６．重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10．その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年２月９日

株式会社　ユーザベース

取締役会 御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　岡田　雅史　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　岩村　篤　　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ユーザベースの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーザベース及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年２月９日

株式会社　ユーザベース

取締役会 御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　岡田　雅史　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　岩村　篤　　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ユーザベースの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査チームその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する平成29年２月16日付の取締役会決議の内容及び平成27年10月16日付の取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する平成29年２月16日付の取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月16日

株式会社ユーザベース　監査役会

常勤社外監査役　嶋田　敬子　印

社外監査役　琴坂　将広　印

社外監査役　松本　真輔　印

以上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第１号議案　第３回新株予約権の内容の変更の件

第３回新株予約権につきまして、現行の内容では、新株予約権者に相続が発生した場合、当社取締役会において当該新株予約権者の相続人による権利行使を認める旨の決議がなされない限り、当社が無償で当該新株予約権を取得することができる旨規定されておりますが、当該内容を一部変更し、取締役会における決議を要することなく相続人による権利行使を認めることといたしたく存じます。

つきましては、第３回新株予約権の内容を一部変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

変更する箇所及び変更案の内容は、次のとおりであります。

（変更部分のみ記載いたします。下線部分は変更部分を示しております。）

現行の内容	変更案
１．～５．　（省　略） ６．本新株予約権の行使の条件等 （１）～（２）　（省　略） （３）相続 権利者が死亡した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。但し、会社の取締役会の決議により特に相続を認められた場合はこの限りでない。会社が取締役会の決議により権利者の相続を認めた場合、権利者の相続人は、下記に定める条件に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。 ①　本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により会社に対して次の各事項を届け出なければならない。 １）相続開始の年月日 ２）本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日 ３）相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）の氏名及び住所	１．～５．　（現行どおり） ６．本新株予約権の行使の条件等 （１）～（２）（現行どおり） （削　除）

現行の内容	変更案
４）権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所 ５）上記１）乃至４）のほか、会社の定める事項 ② ①に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他会社が指定する書類を添付しなければならない。 ③ 権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。 ④ 権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し会社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。 ⑤ 権利行使期間中に上記①１）乃至５）の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書面により速やかに変更内容を会社に届け出なければならない。 ⑥ 権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しないものとする。 ⑦ 本第（３）号を除く本要項の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第７項第（３）号の規定は適用されないものとする。	

現行の内容	変更案
7．会社が本新株予約権を取得することができる事由	7．会社が本新株予約権を取得することができる事由
（1）　（省　略）	（1）　（現行どおり）
	（削　除）
（2）権利者が死亡した場合には本新株予約権を無償で取得することができるものとする。但し、会社の取締役会の決議により特に相続を認められた場合はこの限りでない。本項事由に基づき、本新株予約権を無償で取得する場合、新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。	
（3）　（省　略）	（2）　（現行どおり）
（4）　（省　略）	（3）　（現行どおり）
（5）　（省　略）	（4）　（現行どおり）
（6）　（省　略）	（5）　（現行どおり）
（新　設）	（6）新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人について上記（2）乃至（4）は適用されないものとする。
8．～13.　（省　略）	8．～13.　（現行どおり）

第２号議案　第４回新株予約権の内容の変更の件

第４回新株予約権につきまして、現行の内容では、新株予約権者に相続が発生した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認められておりませんが、当該内容を一部変更し、相続人による権利行使を認めることといたしたく存じます。

つきましては、第４回新株予約権の内容を一部変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

変更する箇所及び変更案の内容は、次のとおりであります。

（変更部分のみ記載いたします。下線部分は変更部分を示しております。）

現行の内容	変更案
２．新株予約権の発行要領 （１）　（省　略） （２）新株予約権の内容 ①～③　（省　略） ④　新株予約権の行使の条件 ⅰ　（省　略） ⅱ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 ⅲ　（省　略） ⅳ　（省　略） （新　設） ⑤～⑥　（省　略） ⑦　新株予約権の取得条項 ⅰ～ⅲ　（省　略） （新　設） ⑧～⑨　（省　略） （３）　（省　略）	２．新株予約権の発行要領 （１）　（現行どおり） （２）新株予約権の内容 ①～③　（現行どおり） ④　新株予約権の行使の条件 ⅰ　（現行どおり） （削　除） ⅱ　（現行どおり） ⅲ　（現行どおり） ⅳ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人について上記ⅰ及びⅲは適用されないものとする。 ⑤～⑥　（現行どおり） ⑦　新株予約権の取得条項 ⅰ～ⅲ　（現行どおり） ⅳ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人について上記ⅰは適用されないものとする。 ⑧～⑨　（現行どおり） （３）　（現行どおり）

第３号議案　第５回新株予約権の内容の変更の件

第５回新株予約権につきまして、現行の内容では、新株予約権者に相続が発生した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認められておりませんが、当該内容を一部変更し、相続人による権利行使を認めることといたしたく存じます。

つきましては、第５回新株予約権の内容を一部変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

変更する箇所及び変更案の内容は、次のとおりであります。

（変更部分のみ記載いたします。下線部分は変更部分を示しております。）

現行の内容	変更案
２．新株予約権の発行要領 （１）　（省　略） （２）新株予約権の内容 ①～③　（省　略） ④　新株予約権の行使の条件 ⅰ　（省　略） ⅱ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 ⅲ　（省　略） ⅳ　（省　略） （新　設） ⑤～⑥　（省　略） ⑦　新株予約権の取得条項 ⅰ～ⅲ　（省　略） （新　設） ⑧～⑨　（省　略） （３）　（省　略）	２．新株予約権の発行要領 （１）　（現行どおり） （２）新株予約権の内容 ①～③　（現行どおり） ④　新株予約権の行使の条件 ⅰ　（現行どおり） （削　除） ⅱ　（現行どおり） ⅲ　（現行どおり） ⅳ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人について上記ⅰ及びⅲは適用されないものとする。 ⑤～⑥　（現行どおり） ⑦　新株予約権の取得条項 ⅰ～ⅲ　（現行どおり） ⅳ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人について上記ⅰは適用されないものとする。 ⑧～⑨　（現行どおり） （３）　（現行どおり）

第４号議案　第８回新株予約権の内容の変更の件

第８回新株予約権につきまして、現行の内容では、新株予約権者に相続が発生した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認められておりませんが、当該内容を一部変更し、相続人による権利行使を認めることといたしたく存じます。

つきましては、第８回新株予約権の内容を一部変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

変更する箇所及び変更案の内容は、次のとおりであります。

（変更部分のみ記載いたします。下線部分は変更部分を示しております。）

現行の内容	変更案
２．新株予約権の発行要領 （１）　（省　略） （２）新株予約権の内容 ①～③　（省　略） ④　新株予約権の行使の条件 ⅰ　（省　略） ⅱ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 ⅲ　（省　略） ⅳ　（省　略） （新　設） ⑤～⑥　（省　略） ⑦　新株予約権の取得条項 ⅰ～ⅲ　（省　略） （新　設） ⑧～⑨　（省　略） （３）　（省　略）	２．新株予約権の発行要領 （１）　（現行どおり） （２）新株予約権の内容 ①～③　（現行どおり） ④　新株予約権の行使の条件 ⅰ　（現行どおり） （削　除） ⅱ　（現行どおり） ⅲ　（現行どおり） ⅳ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人について上記ⅰ及びⅲは適用されないものとする。 ⑤～⑥　（現行どおり） ⑦　新株予約権の取得条項 ⅰ～ⅲ　（現行どおり） ⅳ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人について上記ⅰは適用されないものとする。 ⑧～⑨　（現行どおり） （３）　（現行どおり）

第５号議案　第９回新株予約権の内容の変更の件

第９回新株予約権につきまして、現行の内容では、新株予約権者に相続が発生した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認められておりませんが、当該内容を一部変更し、相続人による権利行使を認めることといたしたく存じます。

つきましては、第９回新株予約権の内容を一部変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

変更する箇所及び変更案の内容は、次のとおりであります。

（変更部分のみ記載いたします。下線部分は変更部分を示しております。）

現行の内容	変更案
２．新株予約権の発行要領 （１）　（省　略） （２）新株予約権の内容 ①～③　（省　略） ④　新株予約権の行使の条件 ⅰ　（省　略） ⅱ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 ⅲ　（省　略） ⅳ　（省　略） （新　設） ⑤～⑥　（省　略） ⑦　新株予約権の取得条項 ⅰ～ⅲ　（省　略） （新　設） ⑧～⑨　（省　略） （３）　（省　略）	２．新株予約権の発行要領 （１）　（現行どおり） （２）新株予約権の内容 ①～③　（現行どおり） ④　新株予約権の行使の条件 ⅰ　（現行どおり） （削　除） ⅱ　（現行どおり） ⅲ　（現行どおり） ⅳ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人について上記ⅰ及びⅲは適用されないものとする。 ⑤～⑥　（現行どおり） ⑦　新株予約権の取得条項 ⅰ～ⅲ　（現行どおり） ⅳ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人について上記ⅰは適用されないものとする。 ⑧～⑨　（現行どおり） （３）　（現行どおり）

第６号議案　第11回新株予約権の内容の変更の件

第11回新株予約権につきまして、現行の内容では、新株予約権者に相続が発生した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認められておりませんが、当該内容を一部変更し、相続人による権利行使を認めることといたしたく存じます。

つきましては、第11回新株予約権の内容を一部変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

変更する箇所及び変更案の内容は、次のとおりであります。

（変更部分のみ記載いたします。下線部分は変更部分を示しております。）

現行の内容	変更案
２．新株予約権の発行要領 （１）　（省　略） （２）新株予約権の内容 ①～③　（省　略） ④　新株予約権の行使の条件 ⅰ　（省　略） ⅱ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 ⅲ　（省　略） ⅳ　（省　略） （新　設） ⑤～⑥　（省　略） ⑦　新株予約権の取得条項 ⅰ～ⅲ　（省　略） （新　設） ⑧～⑨　（省　略） （３）　（省　略）	２．新株予約権の発行要領 （１）　（現行どおり） （２）新株予約権の内容 ①～③　（現行どおり） ④　新株予約権の行使の条件 ⅰ　（現行どおり） （削　除） ⅱ　（現行どおり） ⅲ　（現行どおり） ⅳ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人について上記ⅰ及びⅲは適用されないものとする。 ⑤～⑥　（現行どおり） ⑦　新株予約権の取得条項 ⅰ～ⅲ　（現行どおり） ⅳ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人について上記ⅰは適用されないものとする。 ⑧～⑨　（現行どおり） （３）　（現行どおり）

第７号議案　第12回新株予約権の内容の変更の件

第12回新株予約権につきまして、現行の内容では、新株予約権者に相続が発生した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認められておりませんが、当該内容を一部変更し、相続人による権利行使を認めることといたしたく存じます。

つきましては、第12回新株予約権の内容を一部変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

変更する箇所及び変更案の内容は、次のとおりであります。

（変更部分のみ記載いたします。下線部分は変更部分を示しております。）

現行の内容	変更案
２．新株予約権の発行要領 （１）　（省　略） （２）新株予約権の内容 ①～③　（省　略） ④　新株予約権の行使の条件 ⅰ　（省　略） ⅱ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 ⅲ　（省　略） ⅳ　（省　略） （新　設） ⑤～⑥　（省　略） ⑦　新株予約権の取得条項 ⅰ～ⅲ　（省　略） （新　設） ⑧～⑨　（省　略） （３）　（省　略）	２．新株予約権の発行要領 （１）　（現行どおり） （２）新株予約権の内容 ①～③　（現行どおり） ④　新株予約権の行使の条件 ⅰ　（現行どおり） （削　除） ⅱ　（現行どおり） ⅲ　（現行どおり） ⅳ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人について上記ⅰ及びⅲは適用されないものとする。 ⑤～⑥　（現行どおり） ⑦　新株予約権の取得条項 ⅰ～ⅲ　（現行どおり） ⅳ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人について上記ⅰは適用されないものとする。 ⑧～⑨　（現行どおり） （３）　（現行どおり）

以上

株主総会会場ご案内図

東京都港区港南二丁目３番13号
品川フロントビル　地下１階

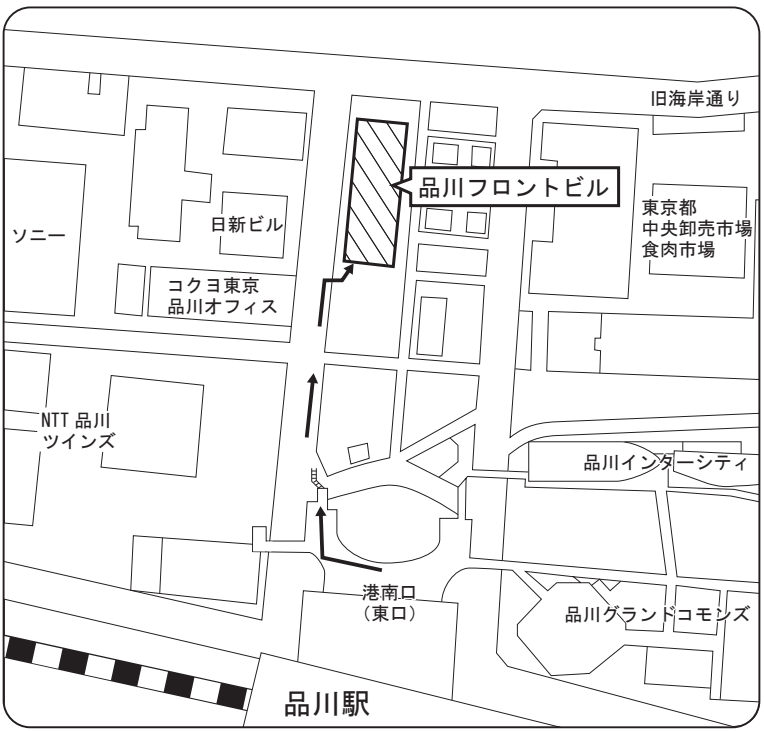

ＪＲ／品川駅中央改札より徒歩約５分
京浜急行／品川駅高輪口改札より徒歩約８分

※会場には、駐車場の用意はいたしておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。